

【ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方へ】

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税の際に申請手続きを行うと、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が翌年の住民税から軽減される仕組みです。

(控除される金額等については、お住まいの自治体の税務担当課へお問い合わせください。)

【申請条件】 (以下の条件にすべて当てはまる方)

- 確定申告をする必要がない給与所得者であること
(年収2,000万円を超える所得者や、医療控除等で確定申告する場合は適用されません)
- 1年間の寄附先が5自治体以内であること
(1つの自治体に複数回寄附を行っても1件の寄附とします)

【手続きの方法】

同封しております以下2点の書類に必要事項をご記入の上、下記連絡先まで郵送ください。(ファックス、メールでの受付不可)

1) 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」

裏面の記入例を参考に、必要事項をご記入ください。

2) 「写し管理用(様式U-2)個人番号保管票」

別紙「個人番号(マイナンバー)の提供について(依頼)」をお読みいただき、個人番号確認書類(マイナンバーカードの写し等)の提出をお願いします。

※申請書を提出後、住所等に変更が生じた場合は下記連絡先までお知らせください。

<受付締切> 令和6年1月10日(水) 必着

【連絡先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県政策企画局 政策企画監室 ワンストップ特例申請 担当
電話：0852-22-6063

(封筒記載例) <切り取ってご利用ください>

切手貼付	〒690-8501
	島根県松江市殿町1番地
	島根県政策企画局 政策企画監室
	ふるさと島根寄附金
	事務担当職員 行
親展	ワンストップ特例申請書在中